

# 熊本県公報

第 1 1 5 7 5 号  
平成 19 年 7 月 18 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**規 則**

- 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則  
..... (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 1

**告 示**

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧..... (団体支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の  
指定..... (障害者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... ( " ) 2
- 家畜伝染病 (ヨーネ病) の発生..... (畜産課) 2
- 生活保護法の規定による医療機関等の指定..... (社会福祉課) 3

**公 告**

- 開発行為工事完了..... (建築課) 4
- " ..... ( " ) 4
- " ..... ( " ) 4
- " ..... ( " ) 4
- " ..... ( " ) 5
- 県営土地改良事業の工事完了..... (農村計画・技術管理課) 5
- 肥料登録有効期間更新..... (農業技術課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画・技術管理課) 5
- 土地改良区役員の退任..... ( " ) 6
- 本渡市大矢崎土地区画整理組合の定款変更..... (都市計画課) 6
- 鳥獣保護区の指定等に関する公聴会の開催..... (自然保護課) 6
- 鳥獣保護区の指定等に関する指針案の縦覧..... ( " ) 7

**登 載 依 頼**

- 個人演説会場の指定の報告..... (選挙管理委員会) 7
- 熊本県警察 IC カード化運転免許証電子署名生成装置の賃貸借に係る一  
般競争入札の実施..... (熊本県警察本部情報管理課) 7

**正 誤**

- 平成 19 年 7 月 2 日付け熊本県公告第 588 号 (道路の位置指定) 中..... (建築課) 9

## 規 則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 43 号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成 10 年熊本県規則第 48 号) の一部  
を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「熊本県公報に登載」を「くまもと県民交流館の掲示場に掲示」に改  
める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 632 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条第 1 項の同意  
を求めるため、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定に

よる事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称  
姫戸加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
上天草市姫戸町二間戸 5913 番地 2 松本 忠明  
上天草市姫戸町姫浦 3006 番地 3 山下 純二  
上天草市姫戸町姫浦 3021 番地 木本 泰親
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成 19 年 7 月 18 日から平成 19 年 8 月 1 日まで
- 5 縦覧場所  
天草漁業協同組合

#### 熊本県告示第 633 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
山下内科医院 熊本市二本木一丁目 2-30	医療法人社団 昌洋会 熊本市二本木一丁目 2-30	平成 19 年 7 月 1 日
山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目 14-9	医療法人 山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目 14-9	平成 19 年 7 月 1 日
長生堂薬局 熊本市中央街 4 番 28 号	八王寺商事 有限会社 熊本市八王寺町 1 番 25-603 号	平成 19 年 7 月 1 日
龍ヶ岳調剤薬局 上天草市龍ヶ岳町高戸 1237-17	有限会社 同仁 天草市久玉町 5716-17	平成 19 年 7 月 1 日

#### 熊本県告示第 634 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

##### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
花 球磨郡錦町大字一武 2130 番地の 1	有限会社ひまわり	平成 19 年 7 月 7 日

#### 熊本県告示第 635 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

##### 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
花 球磨郡錦町大字一武 2130 番地の 1	有限会社ひまわり	平成 19 年 7 月 7 日

#### 熊本県告示第 636 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 7 月 5 日	阿蘇市	1 戸 1 頭	乳用牛

## 熊本県告示第 637 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、  
 施術者を次のように指定した。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指 定 番 号	施 術 所 名 称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
生熊柔個 32	整骨院 啓	勝山 大輔	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	
生熊柔個 33	整骨院 啓	宮崎 剛	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
生熊柔個 34	整骨院 啓	池浦 正典	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	
生熊柔個 35	整骨院 啓	大庭 智成	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	
生熊柔個 36	整骨院 啓	嶋村 広継	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	
生熊柔個 37	整骨院 啓	南 雅人	荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	
生熊柔個 38	整骨院 H.B.C 光の 森	河村 崇司	菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	平成 19 年 6 月 25 日
生熊柔個 39	整骨院 H.B.C 光の 森	米川 仁	菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光	平成 19 年 6 月 25 日

生熊柔個 40	整骨院 啓	佐々木 明	の森 2F 荒尾市原万田字八反 田 630-1 ロックタ ウン荒尾	平成 19 年 6 月 25 日
	整骨院 H.B.C 光の 森		菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2F	

公 告
-----

**熊本県公告第 617 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字高木原 48 番 8、同 48 番 9、同 51 番 1 の一部及び同 51 番 7 の一部  
998.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市流通団地二丁目 11 番地  
株式会社エブリワン

**熊本県公告第 618 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字笹原 5507 番 1  
494.66 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市須屋 1919 番地 1  
幸 恵 賢一

**熊本県公告第 619 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字笹原 5507 番 5  
495.13 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市須屋 1151 番地  
幸 恵 安則

**熊本県公告第 620 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市岱明町大野下字塔ノ本 1088 番、同 1089 番、同 1091 番 1 及び同 1091 番 2  
4,346.79 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新潟市南区清水 4501 番地 1  
株式会社コメリ

**熊本県公告第 621 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名郡南関町大字下坂下字冷水 1953 番、同 1954 番 2、同 1954 番 3、同 1956 番 1、同 1959 番 6、同 1975 番 2、同字山ノ田 1985 番 2、同 1986 番、同 1993 番及び同 1994 番  
34,107.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都板橋区小豆沢二丁目 36 番 12 号  
ティエフオー株式会社

**熊本県公告第 622 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 農業用道路	竜北（氷 川町）	平成 11 年 10 月 6 日	平成 19 年 6 月 15 日	熊本県

**熊本県公告第 623 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	更新した 年 月 日
熊本県肥 第 1400 号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料 2 号	窒素全量 ：6.0 りん酸全量 ：6.0	含有を許される有害 成分の最大量は公定 規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1159 番地 3	平成 19 年 7 月 28 日

**熊本県公告第 624 号**

熊本市三本松土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤 林 諒 二	熊本市合志三丁目 4 番 1 号
"	中 村 邦 廣	熊本市鳶町二丁目 8 番 3 号
"	田 中 政 憲	熊本市荒尾一丁目 4 番 5 号
"	西 村 公 夫	熊本市鳶町一丁目 3 番 1 号
"	田 代 睦 雄	熊本市護藤町 2210 番地
"	前 崎 正 敏	熊本市島町五丁目 4 番 35 号
"	福 島 親 一	熊本市荒尾一丁目 1 番 40 号
"	上 野 義 禮	熊本市野口一丁目 13 番 11 号
"	西 嗣 範	熊本市刈草二丁目 2 番 1 号
"	藤 城 誠 也	熊本市白藤一丁目 21 番 5 号
"	川 上 弘	熊本市南高江二丁目 14 番 4 号
"	益 城 益 光	熊本市土河原町 283 番地
"	中 村 信 夫	熊本市八分字町 513 番地
"	上 田 秀 雄	熊本市護藤町 2151 番地

監事	永 井 昭 一	熊本市島町五丁目 4 番 38 号
"	福 永 征 喜	熊本市荒尾一丁目 1 番 54 号
"	藤 林 輝 男	熊本市合志二丁目 16 番 52 号
"	藤 本 勇 勝	熊本市白藤一丁目 22 番 1 号
就任		
理事	田 中 政 憲	熊本市荒尾一丁目 4 番 5 号
"	藤 林 輝 勝	熊本市合志三丁目 2 番 8 号
"	加 藤 幸 一	熊本市野口二丁目 2 番 1 号
"	斉 藤 博 親	熊本市鷹町二丁目 9 番 22 号
"	西 村 巖	熊本市合志三丁目 5 番 12 号
"	前 崎 正 敏	熊本市島町五丁目 4 番 35 号
"	保 田 良 信	熊本市白藤一丁目 32 番 10 号
"	米 村 榮 一	熊本市荒尾一丁目 4 番 10 号
"	西 嗣 範	熊本市刈草二丁目 2 番 1 号
"	上 田 民 雄	熊本市八分字町 554 番地
"	高 木 宏 泰	熊本市土河原町 145 番地 2
"	野 口 重 信	熊本市南高江二丁目 4 番 10 号
"	高 村 正 勝	熊本市護藤町 1368 番地
"	村 田 直 行	熊本市護藤町 2309 番地
監事	西 村 勝 喜	熊本市合志二丁目 16 番 5 号
"	西 田 邦 雄	熊本市荒尾一丁目 9 番 32 号
"	米 村 文 博	熊本市白藤一丁目 32 番 28 号
"	西 田 一 喜	熊本市荒尾一丁目 5 番 1 号

**熊本県公告第 625 号**

熊本市寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	奥 村 知 行	熊本市立福寺町 1443 番地

**熊本県公告第 626 号**

本渡市大矢崎土地区画整理組合の定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡市大矢崎土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 12 年 8 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町廣瀬字大矢崎及び字五反田の各一部
- 4 事務所の所在地 本渡市港町 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 平成 12 年 8 月 30 日
- 6 変更後の事務所の所在地 天草市南新町 3 番地 1
- 7 変更認可の年月日 平成 19 年 7 月 10 日

**熊本県公告第 627 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 6 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日 時	場 所	聴こうとする案件
平成 19 年 8 月 8 日 午後 2 時から	宇城総合庁舎 2 階第 1 会議室 (宇城市松橋町久具 400-1)	浦鳥獣保護区の指定について
平成 19 年 8 月 9 日	小国町山村開発センター 501 号会議室	下巢鳥獣保護区及び宮原鳥獣

午後 2 時から	(阿蘇郡小国町宮原 1567-1)	保護区の拡大指定について
----------	-------------------	--------------

**熊本県公告第 628 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり公告のうえ縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

実施期間	縦覧ができる場所	縦覧に供する書類
平成 19 年 7 月 18 日から 7 月 31 日までの 14 日間	宇城地域振興局林務課及び庁舎敷地内に設置してある掲示板 (宇城市松橋町久具 400-1)	浦鳥獣保護区の指定に関する指針案等
平成 19 年 7 月 18 日から 7 月 31 日までの 14 日間	阿蘇地域振興局林務課及び庁舎敷地内に設置してある掲示板 (阿蘇市一の宮町宮地 2402)	下巢鳥獣保護区及び宮原鳥獣保護区の拡大指定に関する指針案等

**掲載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第 67 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成 19 年 7 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	託麻東地域コミュニティセンター	熊本市戸島三丁目 15-5

**熊情管公告第 1390 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
熊本県警察 IC カード化運転免許証電子署名生成装置 一式
  - (2) 借入物品の規格及び品質等  
入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
平成 20 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで
  - (4) 納入期限  
平成 19 年 12 月 28 日（金）
  - (5) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (6) 入札方法
    - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 4 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎 4 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 7 月 18 日（水）から平成 19 年 7 月 31 日（火）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
イ 交付場所  
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 8 月 8 日（水）午後 2 時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室
- (4) 入札書の提出方法  
4 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 8 月 7 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積った 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結



- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期間  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

平成 19 年 7 月 2 日付け熊本県公告第 588 号（道路の位置指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
10	水俣市白浜町 32 番 2	水俣市白浜町 32 番 3 号

